

第六次国有林野施業実施計画書
第四次変更計画

(木曾谷森林計画区)

[変更年月]

第一次変更	令和 5 年 3 月
第二次変更	令和 6 年 3 月
第三次変更	令和 7 年 3 月
第四次変更	令和 8 年 3 月

林野庁中部森林管理局

目 次

I 変更事由	1
・ 治山に関する事項について	
II 変更事項	
4 治山に関する事項	2

木曾谷森林計画区 第六次国有林野施業実施計画の第四次変更について

国有林野管理経営規程第14条第2項に基づき国有林野施業実施計画の一部を次のように変更する。
なお、この変更は令和8年4月1日から効力を生ずるものとする。

I 変更事由

- ・ 治山に関する事項について

治山事業の保全施設整備の推進を図るため、治山に関する事項を変更する。

II 変更事項

4 治山に関する事項

(単位:保全施設 箇所、保安林の整備 ha)

位置	区分	工種	計画量
木曾 奥峰、床並沢、押出沢、池ノ沢、塩沢、正沢川、八沢川、黒石沢、小樽沢、黒木ヶ沢、本谷沢、倉本湯川、濁川、白川、崩沢、大鹿、鮫川、板橋沢、棧橋沢 南木曾 今朝沢、樽ヶ沢、阿寺川上流、長通川、小吹沢、岩倉沢、柿其川下流、額付、坪川、長谷川	保全施設	溪間工	29 (木曾19) (南木曾10)
木曾 床並沢、押出沢、池ノ沢、正沢川、黒石沢、小樽沢、黒木ヶ沢、本谷沢、倉本湯川、樽ヶ沢、白川、崩沢、鮫川、棧橋沢、川戸沢、灰沢、和合沢 南木曾 今朝沢、阿寺川上流、長通川、丸山沢、上山沢、小吹沢、岩倉沢、柿其川下流、額付、鍋割、坪川、長谷川、塚野	保全施設	山腹工	30 (木曾17) (南木曾13)
	保全施設	その他	0
木曾谷森林計画区管内の保安林区域内	保安林の整備	保安林改良	1,227.70 (木曾 536.01) (南木曾 691.69)
合 計	保全施設	溪間工	29
		山腹工	30
		その他	0
	保安林の整備	保安林改良	1,227.70

- (注) 1 位置は、単位流域を表す。
 2 保全施設の計画量(箇所)は、単位流域の数を表す。
 3 災害復旧等緊急を要する工事については、指定箇所以外においても実行できる。